

後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

保険料と軽減措置、高額療養費の負担限度額を見直し

■保険料額通知書を7月中旬に送付

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

被保険者一人一人にかかる後期高齢者医療保険料。全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で計算されます。30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

■高額療養費の負担限度額を見直し

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

70歳以上の人の医療費が高額になったときの自己負担限度額(月額)を、8月1日(水)から下表の通り見直します。低所得者Ⅰ・Ⅱの他、今後は現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人、限度額適用認定証(申請が必要)などを医療機関の窓口で提示する必要があります。

区分	自己負担額(月額)			入院時食事代
	外来	入院	外来+入院	
現役並み所得者	Ⅲ(690万円以上※ ¹)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【140,100円※ ² 】		460円
	Ⅱ(380万円以上※ ¹)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【93,000円※ ² 】		
	Ⅰ(145万円以上※ ¹)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【44,400円※ ² 】		
一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【44,400円※ ² 】		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		※ ³ 210円
低所得者Ⅰ		15,000円		100円

※1 住民税課税所得額。※2 過去12カ月以内に3回以上支給がある場合の4回目以降の自己負担限度額。※3 過去1年間の入院が91日以上の場合、160円に軽減(要申請)

■保険料と軽減措置を見直し

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

制度の持続性を高めるため、また世代間・世代内の負担公平を図るため、保険料軽減措置などの見直しが行われました。

所得割率に変更はなく、均等割額は世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の29年中の「総所得金額等」が33万円+(50万円×被保険者数)以下の場合、軽減を受けられます。

【保険料率(均等割額)と賦課限度額】

均等割額を4万8,297円から4万8,855円に、賦課限度額を57万円から62万円に変更しました。

【低所得者の軽減】

低所得者(2割・5割軽減)の対象を拡大しました。

【所得割額の軽減特例措置】

基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人の所得割額の軽減措置(2割軽減)を廃止しました。

【被扶養者だった人の軽減】

後期高齢者医療保険に加入する前日まで、他の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人の均等割額を、7割軽減から5割軽減に変更しました。

■被保険者証を7月末までに送付

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

保険収納課 ☎(740)1177

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人に交付する、後期高齢者医療被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証。毎年8月に更新するため、7月末までに新しい被保険者証と減額認定証を送付します。保険料の納付状況により、有効期限が短い、短期被保険者証を送付。納付が困難な場合は早めに相談してください。納付相談は保険収納課へ。

一部負担金の割合は、30年度の住民税課税所得と29年中の収入額をもとに判定。世帯状況の異動や所得額の更正があった場合、随時変更することがあります。

①医療給付費分(課税限度額は58万円)

所得割額※ ¹	均等割額	平等割額
(29年中の総所得金額等※ ² -33万円)×6.72%	1人につき 26,800円	1世帯 20,600円

②後期高齢者支援金分(課税限度額は19万円)

所得割額※ ¹	均等割額	平等割額
(29年中の総所得金額等※ ² -33万円)×2.67%	1人につき 10,200円	1世帯 8,000円

③介護納付金分(40~64歳の人。課税限度額は16万円)

所得割額※ ¹	均等割額	平等割額
(29年中の総所得金額等※ ² -33万円)×2.62%	1人につき 11,600円	1世帯 6,000円

※1 マイナスになった場合は0円。※2 収入額から控除額(公的年金等控除額と給与所得控除額、必要経費。社会保険料控除や扶養控除などの所得控除は含まない)を引いた額。

■高齢受給者証を7月末までに送付

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

70歳以上の国民健康保険加入者の国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月に更新。7月末までに世帯主宛てに発送します。8月1日(水)からは新しい受給者証を保険証と一緒に使用してください。

介護保険加入者の皆さんへ

30年度から介護保険料を改訂

介護保険サービスの負担割合を変更

■介護保険料を改訂

問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

第7期介護保険事業計画(30~32年)に基づき、介護保険料を改訂しました。

基準額は4,690円(月額)で、各段階の介護保険料については下表の通りです。

個人の介護保険料については、7月中旬に介護保険料納入通知書を送付します。

市の介護保険料▶

賦課期日は4月1日。ただし、年度途中に65歳になるか、川西市に転入した人は、介護保険資格の取得日が賦課期日です。

※1 明治44年4月1日以前生まれの人に支給される特例的な年金。※2 住民票の世帯。※3 市民税の所得割と均等割が課税されていないこと。※4 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない。※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

※1 明治44年4月1日以前生まれの人に支給される特例的な年金。※2 住民票の世帯。※3 市民税の所得割と均等割が課税されていないこと。※4 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない。※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

※2 住民票の世帯。※3 市民税の所得割と均等割が課税されていないこと。※4 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない。※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

※3 市民税の所得割と均等割が課税されていないこと。※4 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない。※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

※4 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない。※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない。※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

から、土地などの譲渡所得の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

の特別控除額と年金収入の所得金額(第1~5段階のみ)を控除した額

■サービスの利用者負担を変更

問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

介護保険サービスの利用者負担は1割または2割(所得が一定以上の人)ですが、8月から、2割負担の人のうち特に所得の高い人の利用者負担が3割になります。

利用者負担が3割になる人は、被保険者本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が、1人で340万円以上、2人以上で463万円以上の人です。

現在、要介護認定を持っている人には、7月下旬ごろに負担割合が記載された負担割合証を送付します。なお、介護サービス利用者負担は月額上限があるため、対象者全員の利用者が3割になるわけではありません。

所得段階	対象		基準額	負担率	年間保険料
第1段階	本人が市民税非課税	世帯 ^{※2} 全員が生活保護・老齢福祉年金 ^{※1} を受給している人	年額 56,280円	0.450	25,326円
第2段階		前年の課税年金収入金額 ^{※4} +合計所得金額 ^{※5} が80万円以下の人			
第3段階		前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人			
第4段階	上記以外	前年の課税年金収入金額+合計所得金額が120万円を超える人		0.750	42,210円
第5段階		前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の人		0.875	49,245円
第6段階	本人が市民税課税	前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超える人		1.000	56,280円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円未満の人		1.200	67,536円
第8段階		前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人		1.300	73,164円
第9段階		前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の人		1.500	84,420円
第10段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人		1.700	95,676円
第11段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		1.800	101,304円
第12段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人		1.900	106,932円
第13段階		前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人		2.000	112,560円
		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.100	118,188円	

保険料免除・納付猶予制度があります

国民年金の保険料納め忘れていませんか？

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

保険料を納め忘れたまま不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

【保険料免除制度と納付猶予制度】

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、保険料の免除・猶予が認められる場合があります。市役所1階の医療助成・年金課に備え付けの申請書に必要事項を書き、申請してください。

50歳未満の人は、世帯主の所得に関わらず本人と配偶者の所得で保険料の納付が猶予される場合があります。

